

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネル  
の通行の禁止又は制限の公示の一部を改正する公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 21 号

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの通行の禁止又は制限の公示（平成 22 年独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第 12 号）の一部を次のように改正し、平成 30 年 2 月 3 日から適用する。

平成 30 年 2 月 2 日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構  
理事長 勢山 廣直

記 3 【災害時の特例】の表中

「

名称	箇所
名東トンネル （高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線）	愛知県名古屋市名東区香南一丁目から愛知県名古屋市名東区引山二丁目まで
守山トンネル （高速自動車国道近畿自動車道名古屋亀山線）	愛知県名古屋市守山区天子田一丁目から愛知県名古屋市守山区元郷一丁目まで

」

を追加する。